

# 通所介護・介護予防日常生活支援総合事業通所型サービス

## ケアサロン悠々運営規程

### 第1章 事業の目的及び運営の方針

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人九十九里ホームが開設するケアサロン悠々(以下「事業所」という)が行う指定通所介護の事業・介護予防日常生活支援総合事業通所型サービス(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態または要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という)に対し、適正な通所介護サービス・介護予防日常生活支援総合事業通所型サービスを提供することを目標とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。

2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

#### (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケアサロン 悠々
- 二 所在地 千葉県匝瑳市八日市場イ2804-3

### 第2章 職員の職種、人数及び職務内容

#### (職員の職種、人数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、利用者又はその家族との相談のうえ、介護計画を作成し、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

- 二 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、利用者またはその家族と相談の上、サービスの提供方法等について十分な説明を行う。
- 三 看護職員 営業日ごとに1名以上  
看護職員は、利用者の健康管理を行う。
- 四 介護職員 営業日ごとに、サービス提供時間を通じて専従で2名以上  
介護職員は、通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。
- 五 機能訓練指導員 営業日ごとに1名以上  
機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

### 第3章 営業日及び営業時間

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日  
月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日より1月3日は除く。
- 二 営業時間  
午前8時から午後5時までとする。  
ただし、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。
- 三 サービス提供時間  
午前9時30分から午後4時までとする。(送迎時間を除く)

### 第4章 利用定員

#### (利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、一日当たり20名とする。

### 第5章 指定通所介護・介護予防日常生活支援総合事業通所型サービスの内容及び利用料等

#### (指定通所介護事業・介護予防日常生活支援総合事業通所型サービスの内容)

第7条 指定通所介護・介護予防日常生活支援総合事業通所型サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 生活指導(相談援助等)
- 二 機能訓練(日常動作訓練)
- 三 介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等)
- 四 介護方法の指導

五 健康状態の確認

六 送迎

七 入浴

八 食事

(指定通所介護・介護予防日常生活支援総合事業通所型サービスの利用料等)

第 8 条 指定通所介護・介護予防日常生活支援総合事業通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び各市町村長が定める基準によるものとし、指定通所介護・介護予防日常生活支援総合事業通所型サービスが法定代理受領サービスである時は、その介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣及び各市町村長が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。

3 前項の他、次に掲げる費用を徴収する。

一 食事の提供に要する費用

二 オムツ代

三 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。

四 当日に正当な理由なく利用がキャンセルされた場合、別紙、重要事項説明書に定める金額を徴収するものとする。

4 前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、利用者、またはその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払の同意を得る旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

## 第 6 章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、匝瑳市、山武郡横芝光町、香取市(旧山田町)、香取郡多古町、旭市(旧干潟町)の区域とする。

## 第 7 章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用する事とし、これに反した使用により、利用者の身体等に被った損害に対

しては、賠償を減じることができるものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

4 その他この規定に定めるものの他、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

## 第8章 その他運営に関する重要事項

### (緊急時における対応方法)

第11条 指定通所介護・介護予防日常生活支援総合事業通所型サービスの提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じることとする。

### (非常災害対策)

第12条 非常災害に関する具体的な計画を立てて、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

### (虐待の防止に関する措置)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

3 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

4 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回実施すること。

5 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### (業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供・日常生活支援総合事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の事項)

第15条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。

4 事業所は、より良いサービス提供のため、サービス担当者会議等において、個人情報の提供を必要とする場合には、予め文書により了解を得るものとする。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項については、社会福祉法人九十九里ホームと、事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年1月28日より施行する。

この規定は、令和2年3月5日より施行する。

この規定は、令和5年6月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。